

芦屋町教育委員会会議録

令和6年第12回定例会

日 時 令和6年12月2日(月) 10時00分 ～ 11時45分

場 所 芦屋町役場3階 課長会議室

「出席委員」	委 員	長 戸 隆 弘
	委 員	井 上 弘 行
	委 員	森 山 真 奈 美
	委 員	佐 伯 慎 也
	教 育 長	三 桵 賢 二

「委員以外の出席者」	学校教育課長	木 本 拓 也
	生涯学習課長	本 石 美 香

「書 記」	学 校 教 育 係	岩 政 貴 子
-------	-----------	---------

「議事日程」

第1 会期の日程

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長提出議案

議案第23号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見聴取について

第4 協議事項

○芦屋町における不登校の状況について

第5 報告・連絡

○芦屋町教育支援センター及び校内教育支援センターの設置について

○12月、1月の行事予定について

第6 その他

「開会宣告」

○教育長 ただいまから令和6年第12回芦屋町教育委員会定例会を開会します。

— 開会宣告 10時00分 —

「会議録署名委員」

○教育長 本日の署名委員は、長戸委員と佐伯委員にお願いします。

第3 教育長提出議案

●議案第 23 号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見聴取について

※議案第 23 号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項に基づき 公開しないものとする。(議会へ上程する案件のため)

－ 満場一致で承認 －

○教育長 議案第 23 号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見聴取について

○生涯学習課長 (議案第 23 号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見聴取について説明※資料のとおり)

「概要」現在、総合体育館とテニスコートに設置しているコインロッカーを更新する手続きを進めています。近隣の施設でコインロッカーについて調査をしたところ、いわゆるリターン式のコインロッカーを設置しているのが一般的であるということがわかりました。このため、今回更新するコインロッカーについても、リターン式のコインロッカーを導入し、ロッカーの利用料金を無料とすることが妥当であると考えました。つきましては、今回の条例改正により、コインロッカーの使用料に関する記載を削除するものです。この条例改正案は、来年 3 月に行われます芦屋町議会に上程をする予定です。

○教育長 質問や意見はありませんか。ないようでしたら、事務局提案のとおりでよいこととしてよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

第 4 協議事項

●芦屋町における不登校の状況について

※本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項に基づき公開しないものとする。(生徒指導上の案件のため)

－ 満場一致で承認 －

第 5 報告・連絡

●芦屋町教育支援センター及び校内教育支援センターの設置について

○教育長 芦屋町教育支援センター及び校内教育支援センターの設置について

○学校教育課長 (芦屋町教育支援センター及び校内教育支援センターの設置について説明。※資料のとおり)

「概要」現在、芦屋町では適応指導教室「リフレルーム」を芦屋中学校内に設置し、不登校生徒の支援を行っています。

文部科学省では、自治体の教育支援センターを学校外に設置し、学校内に校内支援センターの整備をすすめています。このことを受け、芦屋町

では、適応指導教室を町民会館に移設し、小中学生を対象とした教育支援センターとして運営する予定で準備を進めています。また、中学校には新たに校内支援センターを設置する予定です。

予定では、町民会館の2階に新たな教育支援センターを設置し、現在の中学校の適応指導教室を校内教育支援センターとして利用する予定です。これに関する詳細な運営体制や開設日などは、来月の定例会で提案する予定です。

○教育委員 水巻町には、町の教育支援センターがありますが、他町ではどのような状況になっているのでしょうか。

○学校教育課長 遠賀町と岡垣町は、遠賀町内に教育支援センターを共同で設置していると伺っています。

○教育長 水巻町では、水巻南中学校の近くに新たな校外教育支援センターを設置することを検討されています。文部科学省では、登校できないこどもを対象とした教育支援センターを学校の外に整備し、それに加えて学校内にも支援センターを整備するという取り組みをすすめています。芦屋町では町の教育支援センター機能を中学校内に整備していましたので、校外の教育支援センターを新たに整備し、文科省が推奨する校外の教育支援センターと校内の教育支援センターの2段階えにしようとしています。

○教育委員 校内の支援センターと校外の支援センターとでは、行われることに違いがあるのでしょうか。

○学校教育課長 現在のリフレームでは、教室に入ることができない生徒に対して、学習支援や自学自習活動の見守りなどを行っています。基本的にその取り組みは変わりません。校外の教育支援センターで学習指導を行った場合、学校の成績として評価してよい旨の通達も出ていますので、学習指導のところでは教員免許取得者による指導が前提となると想定しています。

○教育長 今は中学校内に適応指導教室がありますので、小学生は利用しにくいです。また、中学校に登校しないと利用できませんので、登校できない児童生徒は欠席ということになります。校外に教育支援センターを整備することで、小学生も利用しやすくなるのではないかと考えています。

○教育委員 校外に新しく設置する教育支援センターに通うことになれば、出席扱いになるのですか。

○教育長 そのようになります。

○教育委員 将来的には小学校の校内にも教育支援センターを設置することになりますか。

○教育長 小学校にも設置するとなると、教育支援センターの指導員を新たに3人配置しないといけないので、人材や予算の確保などでかなり難しいと思います。

○教育委員 私はずっと、芦屋町は中学校には教室に入ることができない生徒に対して手厚い場所があるので、小学生で学校へ行けない児童を支援できる場所があればいいと思っていました。だから、そういう支援センターが町内にできるということはとてもよいと思いました。

○教育長 先日行われた県幹部との意見交流会で、不登校対策についての話題になった際、ある自治体にある2か所の教育支援センターについての話がありました。1つは学習を中心にして行っているセンターで、もう1つは

ボランティア活動などの体験活動を重視して行っているセンターです。学校への復帰率が高いのは、体験活動を重視して行っているセンターであるというデータがあるそうです。

町民会館に教育支援センターを整備するとなれば、お隣にボランティア活動センターがありますので、教育支援センターを利用している児童生徒がボランティア活動センターの事業に関わることも可能です。

学校への復帰率が高いのであれば、あえて学習支援にこだわらなくてもよいのではないかと思います。そもそも急に不登校になるこどもより、小学生のころからずっと不登校が続いているこどもが多いので、学習内容の習得は難しいです。そうすると、体験活動など集団で取り組む楽しさなどを味わせることができればとよいと思います。

教育支援センターにはネットワーク環境も整えますので、オンラインでの学習もできる予定です。来年度からいろいろ試行をしながら、こどもたちが学校へ復帰することを目指していきたいと考えています。

○教育委員

期待できる取り組みが始まろうとしていると思います。ただ、先ほどより言われているように、人的な配置、教員免許を持っている人を常時配置するとなると、数百万単位で費用がかかると思いますので、そういう措置ができる場所は、本当に少ないのではないかと思います。芦屋町がそれに乗り出そうということは、すごく価値があることで、こどもたちを手厚く見守っていこうという姿勢がここからも見えるなと思います。

○教育長

こどもたちを手厚く指導支援しながら、不登校の解消を目指したいという想いは、どこの自治体でも同じだと思いますが、予算が伴うことです。から、他の自治体ではしたくてもできないというのが現状だと思います。まだ担当者などが決まっていますが、2つのセンターが連携して運営することになります。私としては、町民会館に設置する校外教育支援センターでは、学習支援よりもボランティア活動などの体験活動を通して、こどもたちが自分でも何か役に立つことがあるんだという、自己存在感や自己肯定感を育てることが大事ではないかと思っています。校内教育支援センターは学校の中にありますので、学習指導や自学自習が中心となると思います。

○教育委員

同じように2つ設置されるのであれば、それぞれで活動内容に変化をもたせて良いのではないかと思います。教育支援センターの名称はどのようになるでしょうか。

○教育長

これからは、「町の教育支援センター」「校内の教育支援センター」という呼び方になり、今の「適用指導教室」という呼び方はなくなると思います。芦屋中学校では「リフレルーム」の愛称が定着していますので、校内教育支援センターの愛称はそのまま引き継がれるほうが分かりやすいと思います。

●12月、1月の行事予定について

○教育長 12月、1月の行事予定について

○学校教育課長 (12月、1月の行事予定について説明 ※資料のとおり)

○生涯学習課長 (12月、1月の行事予定について説明 ※資料のとおり)

第6 その他

●芦屋中学校の部活動における対応について

※本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき公開しないものとする。(生徒指導上の案件のため)

－ 満場一致で承認 －

●町民体育祭での公務災害事故について

※本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき公開しないものとする。(内容を公開することで、当事者の権利もしくは利益を害するおそれがあるため)

－ 満場一致で承認 －

●ICT教育の現状について

○教育委員 先日、芦屋小学校と芦屋東小学校に訪問し、ICT教育の現状についてお話を伺いました。

芦屋小学校は、タブレットを使ってメタモジやデジタマなどのソフトを有効に活用しており、他の学校とも情報の共有を行っています。授業以外ではチームスでのやりとりやフォームスを使ってアンケートを実施しています。タイピングは山鹿小学校と同じソフトを使い、児童のタイピングスキルも向上しています。現状のICT利用に大きな不満はありませんが、体育館や保健室へのWi-Fi環境の整備について要望がありました。

芦屋東小学校もメタモジを使っていますが、パワーポイントも使用している点が特徴です。ICT支援員が機材の修理のほか、授業改善の提案も行っており、安心してICT機器を活用しています。プロジェクターの表示が暗くなっていることと、Wi-Fi環境の整備について要望がありました。

○学校教育課長 来年度に小学生用タブレット端末の更新を予定しています。電子黒板についても、更新をする方向で考えています。現状で表示が暗いということであれば、修繕で対応する旨を各学校に伝えています。

本年度、中学生用タブレット端末を更新した際、体育館でWi-Fiが使えるようにしています。各小学校についても、端末を更新するタイミングでWi-Fi環境の見直しを予定しています。

○教育長 各学校での端末の持ち帰りについては、中学校も12月2週目から端末の持ち帰りを始めます。山鹿小学校では毎日端末を持ち帰っています。芦屋小学校と芦屋東小学校は週に1回、持ち帰りを始めたところです。

○教育委員 先日行われた学力向上検証委員会の芦屋小学校での今後の取り組みの中で、「電子図書を活用したい」ということを言われていました。現在、遠

賀郡で広域電子図書館を運用していますが、芦屋小学校では校長先生をはじめ全ての先生方がこの電子図書館に登録され、まずは自分で使ってみようという動きになっています。こどもたちも自宅などで自分のパソコンや持ち帰ったタブレット端末で電子図書を活用することで、調べ学習などを行うことができるので、こどもたちにも電子図書も活用してもらえるといいと思います。

○教育長

ICT の関係と電子図書の関係について、みなさんから情報提供をしていただきました。今後、校長会などで確認すべきことがあるので、その中で確認していきたいと考えています。

「閉会宣告」

1月の定例会は令和7年1月7日（火）午前10時から開催します。

2月の定例会は令和7年2月7日（金）午前9時から開催します。

— 閉会宣告 11時45分 —

会議録署名人

教 育 委 員

教 育 委 員

学校教育課長